

原産地呼称管理制度 プラチナファーマー認定式の開催

プラチナファーマーは、高品質なみかんを認定する「有田市原産地呼称管理制度」に基づき、一定の期間に毎年審査委員奨励品に選ばれ、かつ最高得点賞を獲得するなど「有田市認定みかん」の中でもさらに美味しく高品質なみかんの生産を継続されている農家（個選は個人、共選は団体）について、有田市が認定するものです。

今回は、2個選農家の方々を認定いたします。

- ◆日 時 令和7年10月14日（火）
15：00～15：30（予定）
- ◆会 場 有田箕島漁協直営 新鮮市場「浜のうたせ」食堂
- ◆内 容 記念品の授与 記念撮影等
- ◆出席者 プラチナファーマー、原産地呼称管理委員会委員長、みかん委員会委員長
官能審査委員、市長 他
- ◆受賞者 別紙のとおり

※同日15：30より令和7年度第1回みかん官能審査委員会を実施します。



有田QUALITYマーク

----- この件に関するお問い合わせ先 -----
〒649-0392 和歌山県有田市箕島50
有田市役所 経済建設部 ふるさと創生室 ブランド推進係
担当：北野
TEL：0737-22-3648 FAX：0737-83-3108
Email：brand@city.arida.lg.jp

有田市原産地呼称管理制度 プラチナファーマー認定者

・株式会社 早和果樹園 生産部

・久世 佳典

(敬称略)

なお、プラチナファーマーは以下の要領により認定されています。

◇プラチナファーマー認定要領（抜粋）◇

(趣旨)

高品質な有田みかんを作り続けているみかん生産者をプラチナファーマーとして認定し、生産者の誇りにつなげるとともに、さらなる高品質なみかんを生産する契機とする。

(認定の対象)

認定は、次のすべてに該当するものに行うものとする。

なお、対象について個選は個人単位、共選は団体単位とする。

- (1) 過去5年間、毎年審査委員奨励品（総合評価8点以上）に認定されていること
- (2) 過去5年間で、10品以上が奨励品として認定されていることもしくは、過去5年間の奨励品認定率が80%以上あること
- (3) 過去5年間で、最高得点を1回以上獲得していること
- (4) 過去5年間で、審査委員全員から8点以上を獲得したことが1回以上あること
- (5) 過去5年間で、審査委員から10点満点を1回以上獲得していること